千葉市債権管理対策本部設置要綱

（目的及び設置）

第１条　本市が保有する債権（以下「市債権」という。）の適正管理を全庁的に行うことにより、収入の確保と市民負担の公平性を維持するため、千葉市債権管理対策本部（以下「対策本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　対策本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

（１）市債権の管理に関する重要な方針決定に関すること。

（２）市債権回収の取組みに対する進行管理に関すること。

（３）その他市債権の管理に必要があると認めること。

（組織）

第３条　対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

２　本部長は、財政局所管副市長をもってこれに充てる。

３　副本部長は、他の副市長をもってこれに充てる。

４　本部員は、別表１に掲げる職にある者をもってこれに充てる。

５　本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

（幹事会）

第４条　対策本部に、次に掲げる事務を行うため幹事会を置く。

（１）対策本部での審議案の作成に関すること。

（２）対策本部での決定事項の具体化及び調整に関すること。

２　幹事長は財政局税務部長をもってこれに充てる。

３　幹事会員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）所管する事業に係る債権の滞納額がおおむね 1,000 万円以上である課等の長

（２）別表２に掲げる職にある者

４　幹事長は、幹事会において協議し、検討した事項について、本部長に報告する。

（招集及び主宰）

第５条　対策本部会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

２　幹事会議は、幹事長が招集し、これを主宰する。

３　前２項の会議において必要があると認める場合は、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

（庶務）

第６条　対策本部及び幹事会の庶務は、納税管理課において処理する。

（委任規定）

第７条　この要綱に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長がこれを定める。

附　則

この要綱は、平成２３年　７月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年　７月２２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年　４月　５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年　５月　７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年　１月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年１１月　１日から施行する。

別表１

総合政策局長
総務局長
財政局長
市民局長
保健福祉局長
こども未来局長
環境局長
経済農政局長
都市局長
建設局長
中央区長
花見川区長
稲毛区長
若葉区長
緑区長
美浜区長
消防局長
水道局長
会計管理者
議会事務局長
病院局次長
教育次長

別表２

総務局総務部政策法務課長
総務局情報経営部業務改革推進課行政改革担当課長
財政局財政部資金課長
財政局財政部財政課長
財政局税務部納税管理課長
中央区役所市民総合窓口課長
会計室長